

議案第 58 号

杉並区教育委員会施設管理規則

上記の議案を提出する。

令和8年3月25日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷 正宏

(提案理由)

杉並区教育委員会の事務を執行する施設の管理について定める必要がある。

杉並区教育委員会施設管理規則を公布する。

令和 8 年 3 月 日

杉並区教育委員会教育長 渋谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第 号

杉並区教育委員会施設管理規則

(目的)

第 1 条 この規則は、別に定めがあるもののほか、杉並区教育委員会の権限に属する事務を管理し、及び執行する施設の庁舎及びその敷地並びにこれらの附属設備（以下「施設」という。）における秩序及び美観の保持並びに火災及び盗難の予防を図り、もって公務の円滑な遂行を期するため、施設管理上必要な事項を定めることを目的とする。

(施設管理者)

第 2 条 前条の目的を達成するため、施設に施設管理者を置き、当該施設の長をもって充てる。

2 施設管理者は、上司の命を受け、警備その他所属職員を指揮監督し、施設管理の責に任ずるものとする。

3 施設管理者が不在のときは、あらかじめ施設管理者が指定する職員がその職務を行う。

(室内管理者)

第 3 条 施設管理者は、勤務時間内における所管する施設内各室（会議室、倉庫等を含む。）の管理の責に任ずるものとし、あらかじめ定めた分担区分に従い、所属職員のうちから指定した者（以下「室内管理者」という。）をしてこれに従事させなければならない。

2 室内管理者は、公務の円滑な遂行を確保するため施設管理者又は上司の命を受け、次に掲げる事務に従事する。

(1) 盗難及び火災その他災害の防止に関すること。

(2) 秩序維持及び美観の保持に関すること。

3 室内管理者が不在のときは、あらかじめ室内管理者が指定する職員がこれを代

行する。

(職員の協力義務)

第4条 職員は、この規則に基づき、施設管理者又は室内管理者が施設管理に関し必要な指示をしたときは、その指示を誠実に守らなければならない。

(禁止事項等)

第5条 何人も施設においては、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

- (1) 銃器、凶器、爆発物その他危険物を持ち込むこと。
- (2) 立入りを禁止した区域に立ち入ること。
- (3) 集団により正常な通行を妨げるような状態で練り歩くこと。
- (4) 座込みその他通行の妨害となるような行為をすること。
- (5) 放歌高唱したりけん騒にわたる行為をすること。
- (6) 寄付金を募集し、又は物品の販売若しくは宣伝、保険の勧誘その他これらに類する行為をすること。
- (7) 印刷物その他の文書を配布し、又は散布すること。
- (8) 張り紙若しくは印刷物を掲示し、又は立札、立看板、プラカード、旗、のぼり、懸垂幕等を掲出すること。
- (9) テント、縄張等を設置すること。
- (10) 庁舎その他の物件を損壊し、又は汚損すること。
- (11) 所定の場所以外において、火気を使用し、又は喫煙すること。
- (12) 写真の撮影、録音、録画、放送、インターネットを利用した配信その他これらに類する行為（杉並区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定めるものを除く。）をすること。
- (13) 泥酔し、又はめいていした状態で施設内に立ち入り、職員の職務の遂行を妨げ、又は他の外来者の迷惑となるような行為をすること。
- (14) 職員に面会を強要し、又は長時間にわたる対応を要求すること。
- (15) 職員又は他の外来者に対して、大声を出して威圧する等の乱暴な言動をし、又は嫌悪の情を催させ、若しくは恐怖の念を抱かせるような言動をすること。

(16) 正当な理由なく、執務時間外に施設内にとどまること。

(17) 前各号に定めるもののほか、施設の秩序を乱し、公務の円滑な遂行を妨げること。

2 前項の規定にかかわらず、前項各号（第10号及び第13号から第17号までを除く。）に掲げる行為について、施設管理者が特別の事情があり、かつ、公務の円滑な遂行を妨げるおそれがないと認めて許可した場合は、当該許可に係る行為をすることができる。

3 前項の規定により許可を受けようとする者は、あらかじめ施設管理者に許可を申請しなければならない。

4 施設管理者は、前項の規定による申請があったときは、許可の可否を決定する。

5 施設管理者は、第2項の規定により許可するに当たって、必要な条件を付すことができる。

(禁止事項等の違反に対する措置)

第6条 施設を使用し、又は使用しようとする者が前条第2項の許可を受けずに同条第1項各号に掲げる行為を行ったとき若しくは行うおそれのあるとき又は同条第5項の許可の条件に反したとき若しくは反するおそれのあるときは、施設管理者は、必要な指示、警告等の措置を講じ、掲示された張り紙若しくは印刷物又は掲出された立札、立看板、プラカード、旗、のぼり、懸垂幕等を撤去し、施設の立入り若しくは使用を禁止し、又は施設から退去を命ずることができる。

(物品の搬出入者に対する質問等)

第7条 施設管理者は、必要があると認めたときは、機械、器具、材料等の物品を施設から搬出し、若しくは施設に搬入しようとする者に対して質問し、又は当該物品の搬出等が正当なものであることの証拠の提示を求め、不審の点があるときには、これを阻止する等必要な措置を講ずることができる。

(門扉の開閉)

第8条 施設の門扉は、原則として、執務時間の開始時に開き、執務時間の終了の15分後に閉鎖する。ただし、施設管理者が特に必要があると認めるときは、その時間を変更することができる。

(門扉閉鎖後又は休日等の出入り)

第9条 施設管理者は、門扉閉鎖後、杉並区の休日を定める条例（平成元年杉並区条例第5号）第1条に規定する杉並区の休日又は休館日に庁内に入ろうとする者があるときは、次に掲げる場合を除き、これを拒否することができる。

(1) 職員等については、用件及び身分が明らかな場合

(2) 外来者については、所管課等の承諾がある場合

2 職員等が臨時に登庁し、室の開閉を要するときは、所属長に連絡し、その退出のときもまた同様とする。

(退出時の処理)

第10条 各室の最終退出者は、室内の火気を始末し、異常の有無を点検し、戸締りを施し、及び消灯しなければならない。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、施設管理上必要な事項については、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。